

重要事項説明書 別紙1

サービス利用1日あたりの料金（契約書第6条）

下記の料金表によって、契約者の要介護度、負担割合に応じたサービスの利用料金と介護給付費対象外サービス（食費及び居住費）をプラスした金額をお支払い下さい。サービス利用料金は要介護度に応じて異なります。

（1）介護保険対象となるサービス利用料金1日あたり（短期入所）

【1割負担】 併設型ユニット型短期入所生活介護費 R4年10月1日現在

要介護度別サービス利用料 (ユニット型個室)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,960円	7,640円	8,380円	9,080円	9,760円
うち、介護保険から給付される額	6,264円	6,876円	7,542円	8,172円	8,784円
サービス利用料に係る自己負担額	696円	764円	838円	908円	976円

【2割負担】

要介護度別サービス利用料 (ユニット型個室)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,960円	7,640円	8,380円	9,080円	9,760円
うち、介護保険から給付される額	5,568円	6,112円	6,704円	7,264円	7,808円
サービス利用料に係る自己負担額	1,392円	1,528円	1,676円	1,816円	1,952円

【3割負担】

要介護度別サービス利用料 (ユニット型個室)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,960円	7,640円	8,380円	9,080円	9,760円
うち、介護保険から給付される額	4,872円	5,348円	5,866円	6,356円	6,832円
サービス利用料に係る自己負担額	2,088円	2,292円	2,514円	2,724円	2,928円

【1割負担】

併設型短期入所生活介護費

要介護度別サービス利用料 (従来型個室・多床室)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,960円	6,650円	7,370円	8,060円	8,740円
うち、介護保険から給付される額	5,364円	5,985円	6,633円	7,254円	7,866円
サービス利用料に係る自己負担額	596円	665円	737円	806円	874円

【2割負担】

要介護度別サービス利用料 (従来型個室・多床室)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,960円	6,650円	7,370円	8,060円	8,740円
うち、介護保険から給付される額	4,768円	5,320円	5,896円	6,448円	6,992円
サービス利用料に係る自己負担額	1192円	1330円	1474円	1612円	1748円

【3割負担】

要介護度別サービス利用料 (従来型個室・多床室)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,960円	6,650円	7,370円	8,060円	8,740円
うち、介護保険から給付される額	4,172円	4,655円	5,149円	5,642円	6,118円
サービス利用料に係る自己負担額	1788円	1995円	2211円	2418円	2622円

《介護給付サービス加算》

機能訓練体制加算 12円/日

※機能訓練を行う体制を確保している場合について加算（体制加算）

個別機能訓練加算 56円/日

※専従の機能訓練指導員の職務に従事する者を1名以上配置していること

※個別の機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合に加算

看護体制加算（Ⅰ） 4円/日

※常勤の看護師を1名配置している場合について加算

看護体制加算（Ⅱ） 8円/日

※看護職員を常勤換算方法で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合に加算

※介護老人福祉施設に置くべき職員の数に1を加えた以上に配置している場合に加算

※24時間の連絡体制を確保している場合に加算

夜勤職員配置加算（Ⅲ） 15円/日

※併設型短期入所生活介護費を算定している場合

※別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の介護職員又は看護職員を配置している場合

※夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に加算

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3円/日

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上・認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催した場合に加算

認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4円/日

※認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施した場合に加算

生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100円/月 ※3月に1回を限度

※（イ）訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しない場合に限る。）の理学療法士等や医師からの助言

(アセスメント・カンファレンス) を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。

※(ロ)理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場合又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200円/月

※上記(イ)に加え、外部のリハビリテーション専門職等が訪問し、多職種と共同でアセスメント、個別機能訓練計画書を作成するなど連携した場合に加算

※個別機能訓練加算を算定している場合は100円/月

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22円/日

※事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上の場合に加算

療養食加算 8円/回

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された食事の場合について加算

※1日3食を限度とし、1食を1回とする。

緊急短期入所受入加算 90円/日

※利用者や家族の状態により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受ける必要があると認めたと、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合

※短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として加算

送迎加算 184円/片道

※送迎を行った場合について加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1ヶ月の総単位数×8.3%(0.083)

※① 介護職員の賃金の改善に要する費用の見込み額が、介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る資金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること

② 当該指定介護老人福祉施設において、①の賃金資金に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、都道府県に届けていること

③ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること

④ 当該指定介護老人福祉施設において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること

⑤ 算定日が属する月の前12日間において、労働基準法、養老者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法、その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと

⑥ 当該指定介護老人福祉施設において、労働保険料の納付が適正に行われていること

⑦ 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること

(一) 次に掲げる要件のすべてに適合すること

- a, 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む）を定めていること
- b, aの要件について書面をもって作成し、すべての介護職員に周知していること

(二) 次に掲げる要件のすべてに適合すること

- a, 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること
- b, aについて、すべての介護職員に周知していること

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1ヶ月の総単位数×2.7% (0.027)

- ① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ② 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ③ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

介護職員等ベースアップ等支援加算 1ヶ月の総単位数×1.6% (0.016)

- ① 介護職員その他の職員の賃金改善について、加算の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回ること。
- ② 加算の見込み額の3分の2以上を基本給や毎月支払われる手当に充てる計画を策定し、計画に基づいて適切な措置を講じること。
- ③ 賃金改善に関する計画、実施期間、処遇改善などを記載した「介護職員等ベースアップ等支援計画書」を作成し、全職員へ周知し、都道府県知事に届け出ていること。
- ④ 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- ⑤ 当加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ⑥ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

(2) 介護保険対象となるサービスの利用料金 1 日あたり (介護予防)

【1 割負担】 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

要介護度別サービス利用料	要支援 1	要支援 2
(ユニット型個室)	5,230 円	6,490 円
うち、介護保険から給付される額	4,707 円	5,841 円
サービス利用料に係る自己負担額	523 円	649 円

【2 割負担】

要介護度別サービス利用料	要支援 1	要支援 2
(ユニット型個室)	5,230 円	6,490 円
うち、介護保険から給付される額	4,274 円	5,192 円
サービス利用料に係る自己負担額	1,046 円	1,298 円

【3 割負担】

要介護度別サービス利用料	要支援 1	要支援 2
(ユニット型個室)	5,230 円	6,490 円
うち、介護保険から給付される額	3,661 円	4,543 円
サービス利用料に係る自己負担額	1,569 円	1,947 円

【1 割負担】 併設型介護予防短期入所生活介護費

要介護度別サービス利用料	要支援 1	要支援 2
(従来型個室・多床室)	4,460 円	5,550 円
うち、介護保険から給付される額	4,014 円	4,995 円
サービス利用料に係る自己負担額	446 円	555 円

【2 割負担】

要介護度別サービス利用料	要支援 1	要支援 2
(従来型個室・多床室)	4,460 円	5,550 円
うち、介護保険から給付される額	3,568 円	4,440 円
サービス利用料に係る自己負担額	892 円	1,110 円

【3 割負担】

要介護度別サービス利用料	要支援 1	要支援 2
(従来型個室・多床室)	4,460 円	5,550 円
うち、介護保険から給付される額	3,122 円	3,885 円
サービス利用料に係る自己負担額	1,338 円	1,665 円

《介護給付サービス加算》

機能訓練体制加算 12円/日

※機能訓練を行う体制を確保している場合について加算（体制加算）

個別機能訓練加算 56円/日

※専従の機能訓練指導員の職務に従事する者を1名以上配置していること

※個別の機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合に加算

サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22円/日

※事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上の場合に加算

療養食加算 8円/1食につき

※疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された食事の場合について加算

送迎加算 184円/片道

※送迎を行った場合について加算

生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100円/月 ※3月に1回を限度

※(イ)訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあつては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しない場合に限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。

※(ロ)理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200円/月

※上記(イ)に加え、外部のリハビリテーション専門職等が訪問し、多職種と共同でアセスメント、個別機能訓練計画書を作成するなど連携した場合に加算

※個別機能訓練加算を算定している場合は100円/月

認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3円/日

※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上・認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催した場合に加算

認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4円/日

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施した場合に加算

介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1ヶ月の総単位数×8.3%(0.083)

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1ヶ月の総単位数×2.7%(0.027)

介護職員等ベースアップ等支援加算 1ヶ月の総単位数×1.6%(0.016)

(3) 介護保険対象外の利用料金1日あたり(令和3年8月1日～)

介護保険給付対象以外の利用料				
食事の提供に要する費用：1日あたり		居住に要する費用：1日あたり		
朝食：380円 昼食：600円 夕食：550円		ユニット型 個室：2,006円 従来型個室：1,270円 多床室：955円		
利用者負担段階	食費	ユニット型個室	従来型個室	多床室
第一段階	300円	820円	320円	0円
第二段階	600円	820円	420円	370円
第三段階①	1000円	1,310円	820円	370円
第三段階②	1300円	1,310円	820円	370円

(4) その他の利用料(実費)

契約者の方の選定する特別な食事代

レクリエーション・クラブ活動費

健康管理費用

理美容代

聖和園夏祭りにかかる費用

} 園が立替えとし、後日利用料請求と
合わせてご請求させていただきます。